

くしもと

広報

2014

4

No.108



スヨルジュ元機長に感謝を込めて。

2月22日 追悼キャンドルイベント「友情の灯火」

日本トルコ両国の友好を永遠に

スヨルジュ元機長追悼キャンドルイベント・殉難将士への洋上献花



上／平成23年3月に当町を訪れたスヨルジュさん。左／追悼式の様子。



2月22日、樫野崎のエルトゥール号遭難慰霊碑前において、元トルコ航空機長で昨年2月に亡くなられたオルハン・スヨルジュさんと殉難将士587名を追悼するキャンドルイベント「友情の灯火」が行われました。

1985年のイラン・イラク戦争時、テヘランに残された在留邦人215名を救出してくれたスヨルジュさんは、生前当町へも来町されました。

今回のイベントは、スヨルジュさんの1周年忌にあたり、身の危険を顧みず日本人を救出してくれた故人を追悼するため、南紀国際交流協会（西畑栄治会長）の主催で行われました。

式典には、田嶋町長をはじめ、セルダル・クルチ駐日トルコ大使、スヨルジュ元機長に救出された沼田準一さん、トルコ航空関係者などが出席し、スヨルジュさんと殉難将

士に哀悼の意を表しました。

また、2月23日には、田嶋町長とクルチ大使が樫野崎沖合のエルトゥール号遭難海域で洋上献花を行いました。



洋上献花の様子

本来、大使と町長はこの日に同海域でダイビングを行い、記念プレートを海底に設置し、遺品の捜索などを行う予定でした。しかし、当日は東風の影響で海が荒れ、潜水は危険であると判断され中止となりました。代わりに船上から二人が献花を行い、殉難将士の魂を弔いました。

献花後、田嶋町長は「ダイビングを行い、クルチ大使と二人で殉難将士が眠る地を見たかったのですが中止となり残念です。しかし、初めて遭難現場の周辺で献花を行えた



前日に行ったダイビング練習でのプレート設置リハーサル

ことは感慨深いものがありました。この史実を後世に伝えていく努力をこれからも続けていきます。」と話し、クルチ大使は「殉難将士こそ日本における永遠の親善大使です。ダイビングができなかったのは本当に残念です。しかし、必ず田嶋町長とダイビングを実現することを自分に誓いました。」と決意を述べました。

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

消費税率の引上げに際し、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることが決まっておりますが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」に関して

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合、次の連絡先まで御連絡ください。

串本町役場 福祉課	TEL 0735-62-0562
串本警察署 生活安全刑事課	TEL 0735-62-0110
警察相談専用電話	TEL #9110



Contents

April.2014

4

No.108

◎もくじ

P 3	… まちのわだい
P 4	… 公共料金の一部改定について
P 6	… 平成26年度施政方針／一般会計当初予算
P 13	… 平成26年度のまちづくりのおもな施策
P 14	… 串本町の給与・定員管理等について
P 17	… くしもと町立病院コーナー
P 18	… 後期高齢者医療保険からのお知らせ
P 19	… 保健センターだより／りぼん
P 21	… 防災からのお知らせ
P 22	… おまわりさんの音楽会／田中監督講演会
P 23	… よろこびかなしみ
P 24	… お知らせ&行事

串本町の人口と世帯

○人 □ … 17,999人 【男性 … 8,421人・女性 … 9,578人】
○世帯数 … 9,001世帯

【平成26年2月28日現在】

持ち込みごみ処理手数料の改正について

持ち込めるゴミの種類	施設名称	現行	4月以降
可燃ゴミ	宝嶋クリーンセンター	10kgにつき 50円(税込)	10kgにつき48円(税別)
不燃ゴミ	田並ごみ処理場	20kgにつき100円(税込)	20kgにつき95円(税別)
ビニール・廃プラスチック類	清掃センター	20kgにつき100円(税込)	20kgにつき95円(税別)

※金額計算後の10円未満は切り捨て、指定ごみ袋に入っている場合は無料です。

くしもと町立病院における主な料金改定について

【室料差額（個室料金）】（消費税込みの金額です）

	一人部屋		二人部屋	
	現 行	4月以降	現 行	4月以降
串本町民の方	5,250円	5,400円	2,620円	2,700円
上記以外の方	7,350円	7,560円	3,150円	3,240円

※二人部屋を一人で使用する場合には、一人部屋の料金となります。

【文書料金】（消費税込みの金額です）

	現 行	4月以降
出産証明書 等	1,050円	1,080円
死亡診断書 等	2,100円	2,160円
保険関係診断書 等	3,150円	3,240円

サンゴの湯における料金改定について

利用料金（消費税込みの金額です）

	利用料金		回数券	
	現 行	4月以降	現 行	4月以降
中学生以上の方	400円	410円	3,600円	3,700円
小学生以下の方	200円	200円	1,800円	1,850円

消費税率改定にともなう主な使用料等変更一覧

利用料金	お問い合わせ先	使用料等	お問い合わせ先
古座コミュニティセンター使用料	総務課 TEL: 62-0555	消防手数料	消防署 TEL: 62-0119
B&G海洋センター使用料等	ふるさと振興公社 TEL: 62-5540	消防団拠点施設使用料	
サンゴの湯使用料		学校施設等使用料	
持ち込みごみ処理手数料 (田並ごみ処理場、清掃センター)	住民課環境グループ TEL: 72-0083	体育館使用料	教育委員会 TEL: 62-0006
		文化センター使用料	
古座福祉センター使用料		運動公園使用料	
児童館使用料	福祉課 TEL: 62-0562	水道料金	水道課 TEL: 72-0082
老人憩の家「わかしお」使用料		持ち込みごみ処理手数料 (宝嶋クリーンセンター)	宝嶋クリーンセンター TEL: 74-0017
道路占用料(1カ月未満)	建設課 TEL: 72-0628	病院個室使用料金	くしもと町立病院 TEL: 62-7111
下水道料金		病院診断書等発行料金	

平成26年4月1日より消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることにともない、水道料金や公共施設の使用料などの公共料金の一部が改定されます。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

改定される内容など詳細については、各施設の担当課までお問い合わせいただくか、串本町ホームページをご覧ください。

水道料金について

新税率は平成26年4月1日からの適用となります。平成26年3月31日以前から継続利用の方は4月～5月分請求(3～4月使用分)の水道料金については旧税率5%が適用されます。

ただし、4月1日以降に新規開栓された方は、新税率8%となります。

引き上げ後の水道料金（消費税抜きの金額です）

口 径	基本水量（1ヶ月）		超 過 料 金（1㎡につき）		
	基本水量	金 額	段 階 区 分 及 び 金 額		
13mm以上 25mmまで	8㎡	953円	使用水量が8㎡を 超え30㎡まで 181円	使用水量が30㎡を 超え100㎡まで 200円	使用水量が100㎡を 超えるもの 220円
30mm以上	8㎡	953円	使用水量が8㎡を 超え30㎡まで 229円	使用水量が30㎡を 超え100㎡まで 239円	使用水量が100㎡を 超えるもの 248円
特 別 給 水 置 装	1㎡	953円	使用水量が1㎡を超えるもの 477円		

メーター使用料（消費税抜きの金額です）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	48円	67円	77円	143円	239円	953円	1,905円	2,381円

※お知らせ票および納入通知書の請求額には消費税を含んだ合計金額となっています。

水道料金税率引き上げ後の算出方法

水道料金、メーター使用料の合計額(税抜き)に8%の消費税率を乗じて得た額を加えて計算します。

口径13mm（メーター使用料48円）で35㎡を使用した場合の計算例

8㎡分	22㎡分	5㎡分
-----	------	-----



使用水量 8㎡まで
基本料金 953円



使用水量 9～30㎡まで
超過料金 181円×22㎡



使用水量 31～35㎡まで
超過料金 200円×5㎡

953円 + 3,982円(181円×22㎡)円 + 1,000円(200円×5㎡)円 + 48円(メーター使用料) = 5,983円 … ①
(953円 + 3,982円 + 1,000円 + 48円) × 8% = 478円(消費税額1円未満切捨て) … ②

水道料金請求額 = ① 5,983円 + ② 478円 = 6,461円

※「使用水量のお知らせ」および「納入通知書」の請求額は、消費税を含んだ合計金額となっています。

口径別分担金（消費税抜きの金額です） ※水道を引く場合などに必要となるお金です。（単位：円）

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
分担金	20,000	60,000	100,000	300,000	500,000	1,300,000	3,000,000

平成26年串本町議会第1回定例会は、3月5日に招集され、会期を3月24日までの20日間として開会されました。田嶋町長は町政運営に関する所信を述べ、主要施策の概要について説明を行いました。



所信を述べる田嶋町長

施政方針(要約)

災害に強いまちづくり

南海トラフ地震では、当町は全国で一番早く津波が到達する町とされており、何より、津波から逃げ切るための施策を推進することが喫緊の課題であると考えています。

現在、防災行政無線の統合デジタル化事業を実施しているところですが、迅速な情報伝達による避難行動の喚起が重要であることから、防災行政無線の戸別受信機を3カ年計画で希望世帯に配備してい

きます。これにより、気象条件にとらわれない明瞭な情報伝達手段の確立、緊急地震速報の自動起動、各地区における有線放送の代替としての利用や再生ボタンにより放送内容の確認ができることなど、防災対策のみならず様々な行政サービスにも対応していけると考えています。

避難路整備については、今後も国や県、自主防災組織とともに積極的に進め、引き続き備蓄品の充実や自主防災組織の支援、啓発活動などに努めます。

地域においては、消防団の資機材の充実強化および消防団員と自主防災組織の連携を進め、各地区の防災力の充実強化を図ります。

清風寮に関しては、平成25年度から建物所有者および入居者と立ち退きにかかる所有建物等の権利消滅に関する契約を進めてきました。今後、建物の解体撤去工事に着手するとともに、用地取得について所有者である財務省と協議

を進めていきます。巨大地震を想定した災害医療対策については、県立医科大附属病院をはじめ紀南地域の公立8病院を中心に、災害時の診療情報の共有を目的とした「医療ネットワーク」において、今年度からテストデータでの情報共有を開始されています。

災害に強いまちづくり

障害福祉分野

日々の生活で悩んでいる方への支援・相談を行っている方、障害者のニーズに積極的に対応するため、東牟婁自立支援協議会に積極的に発信するなど、ネットワーク構築のための準備を進めているところです。

今後も、障害のある方と支える家族の方が、安心して生活していける町づくりのため、本人、家族の方々、町民の方々と意見を交えながら体制整備に努めていきたいと考えています。

児童福祉分野

上野山保育所については、同一の敷地内に保育所と小規模特別養護老人ホームが建設されることで、異世代間交流を容易にし、幼児教育の質的な向上が図られるものと期待しています。

待機児童対策についても、上野山保育所の建設に伴い入所定員が増加すること。また、平成26年度から串本幼稚園の空き教室を利用し、串本保育所を分園化することで更なる待機児童解消に取り組んでいきます。



上野山保育所

母子保健関係

少子化対策と出産の奨励で妊婦健診並びに不妊・不育治療にかかる費用の助成を実施し、妊産婦訪問や赤ちゃん訪問なども行っています。乳幼児健診を充実し、子どもの健全な発育・発達を支援するための親子教室を通して療育環境を整備する事業に取り組んでいきます。

予防接種

子どもの先天性風しん症候群を予防するため、平成25年度より、19歳から50歳未満の妊娠を希望する女性と妊婦の夫に対して費用の助成を行っています。また、町独自の施策として、19歳から50歳未満の男性に対し、風しん予防接種の助成を拡大しました。なお、本年秋には、高齢者の肺炎球菌ワクチンと小児の水ぼうそうが定期接種となる予定です。

高齢者施策

和歌山シニアエクササイズを町内7カ所で継続し、平成22年度からは認知症予防教室も実施しています。26年度からは老人クラブを対象とした

健康教育にも積極的に取り組む予定です。

がん予防対策等

死因の第1位を占めるがん予防対策として、40歳・60歳の胃・大腸・肺がん検診の無料化を継続していきます。また、脳血管疾患・心臓病等の生活習慣病を予防するための特定健診を無料で受けられるようにし、町民の健康の維持向上を図ります。

国民健康保険制度

社会保障改革プログラム法の成立により、平成29年度までに国保の保険者が市町村から都道府県へ移行する大きな改革が盛り込まれました。

当町の国保財政は、非常に厳しい状況にあります。今回の制度改革を踏まえ、更に医療費の抑制と財源の確保に取り組みなければなりません。特定検診の無料化やジェネリック医薬品の普及推進により医療費の圧縮に努めるなど、国保財政の健全化に向け全力で取り組んでいきます。

病院運営

新病院開院後2年が過ぎ、病院事業管理者を中心とした取組により、軌道に乗っています。が、昨今、医師をはじめとした職員の確保が地方の小規模公立病院の共通した課題となっています。また、平成26年度診療報酬改定において平均在院日数等の算定要件が改められるなど、病院運営は年々厳しさを増しているところです。

このような状況ですが、病院事業管理者、病院長を中心とした医療スタッフの確保、経営健全化や診療体制充実、高齢化社会における在宅医療への取組などについて、協働し地域の基幹病院として、安全で信頼される病院づくりに努めます。

人を育てる町づくり

学校統合

錦富小学校の串本小学校への統合が平成26年4月1日から始まることになります。錦富小学校区の児童は、スクールバスで串本小学校に通学することになるため、交通安全には十分注意したいと考えています。

学校給食

児童・生徒の食の安全と健康増進を基本に、西の岡の海拔17メートルの高原に給食センターの建設を予定しており、秋ごろから建築にかかりたいと考えています。

平成27年度の町内全小中学校の完全給食実施については、食育の推進・地産地消による食材の活用など、健康でおいしい昼食の提供を目指し取り組みを進めます。

国体

国体会場となる総合運動公園野球場と多目的グラウンドの施設改修については、トイレなどの周辺施設等の整備を残して、平成25年度では完了しました。

国体開催は、わが町の恵まれた自然や歴史、文化等の地域資源を全国にアピールする絶好の機会であり、改修された施設のPRにより、スポーツ合宿の誘致やスポーツを活用した観光の町づくりにも積極的に取り組んでいきます。

文化財

熊野古道大辺路の世界遺産

追加登録にむけて、「新田平見道」「富山平見道」「飛渡谷道（とびやどう）」の3道の保全や整備活動に努めてまいりました。本年度は平成27年以降の追加登録に向けて、国の史跡指定を受けるための報告書作成することになっています。和歌山県と進めている世界ジオパーク登録と合わせて、紀南地方の自然遺産、歴史文化を広く世界に発信できるように、取り組みを進めます。

映画「エルトゥールル（仮題）」

東映株式会社2014年のラインナップ発表会において、日本とトルコの合作映画「エルトゥールル」（仮題）が2015年公開作品として発表されました。

2014年はトルコ・日本の国交樹立90周年、2015年はエルトゥールル号遭難125周年という節目の年に、日本・トルコ両国友好の礎であるエルトゥールル号遭難救出が映画として製作され、全国、そして世界に発信され後世に語り継がれていきます。

本年度内のクランクインに

向け、協議を重ね、引き続き国内企業への協力要請、外務省、文部科学省（文化庁）への支援等働きかけていきます。

国際交流

本年は、日本とトルコの国交樹立90周年にあたり、多くの関連事業の実施が予定されています。併せて平成27年度の日本トルコ友好125周年事業に向けた準備を開始していきます。

また、オーストラリアの木曜島トレス市との関係においては、遺族会の方々と日程を調整しながら本年中の同市への訪問を計画しているところであり、友好都市としての関係をさらに深化させたいと考えています。

働く喜びのある町づくり

ご当地グルメ

「串本マグロしゃぶしゃぶ御膳」は、2月1日にデビューを迎え、2月だけで、300食余りの売上げと、好調な出だしとなりました。関係者の方々熱心な取り組み



マグロしゃぶしゃぶ御膳

のおかげと感謝するところです。今年度は「串本マグロ料理推進協議会」への活動補助金やマグロの鮮度維持のための超低温フリーザーを購入し、参加店舗数の拡大、今後の地域経済の活性化に繋がればと考えています。

なんたん蜜姫

「なんたん蜜姫」については、既にブランド化が進んでいますが、生産量が伸びておらず、品薄状態が続いています。そのため、生産拡大に重点を置く必要があると考えています。

なんたん蜜姫のみならず、ぼんかん、金柑など「なんたんブランド」による産業おこしを目指す「串本町農業振興会」を立ち上げ、なんたん蜜姫の生産拡大をはじめとする地域産業の振興に寄与することを期待しています。

自然と共生する町づくり

循環型社会構築への取り組み

田並ごみ処理場に新たな施設を建設することについて、田並区と協議を重ねてきた結果、田並区のご理解とご協力により建設についての同意をいただきました。今後、協定内容について協議を行い、早急に焼却炉の解体と仮設中間処理施設の建設に取りかかります。

ラムサール条約登録

海域の保全および活用

引き続きサングを食害する動物駆除に取り組むとともに、地元小学生を対象に海中公園沿岸の清掃活動やインストラクターによる磯観察会等、ラムサール海域の素晴らしさ、大切さを学んでもらう事業を実施していきます。

高速道路の紀南延伸

すさみIC（仮称）から串本IC（仮称）間の19.2kmについて平成26年度新規事業採択時評価の手續きに着手されることになりました。

平成27年度には、すさみ町

までの完成を目指して事業が進められていますが、串本町への工事が引き続き実施されるよう、関係機関への働きかけを推進していきます。

生活道路および環境整備

各地区から多くの要望が寄せられており、その要望箇所の内容は、新規事業の実施から維持を主体とした事業へと変化しています。

本年度は、新規事業の計画に加え、維持工事を考慮した予算編成を行い、地域の要望に併せ、町民の快適な生活環境が確保できるよう取り組んでいきます。

水道事業

水道事業運営をとりまく環境については、依然として厳しいものがありますが、引き続き効率的な運営に取り組んでいきます。基本的な方針としては、有収率の向上、未収金の徴収強化を行い、経費を削減し、収益の目減りを抑え、その結果を財政の圧縮、効率化に反映させたいと考えています。平成25年度よりこの方針に沿った取り組みを進

めており、この結果、有収率は、現時点において合併後最高の70%台まで向上し、これにより予算ベースで1千万円程度の動力費を削減することができました。

また、未収金対策においても夜間徴収等の取り組みを行っており、今後更にこうした取り組みを着実に進めていく所存です。

協働の町づくり

串本町ふるさと

まちづくり応援寄付

平成25年度では1,187人から1,539万1,100円のご寄付をいただきました。

平成24年度が110人、367万5,800円でしたので、平成25年度から飛躍的に増えております。これは、昨年よりふるさと納税制度やお礼特産品がテレビ等多くのマスコミに取り上げられ、広く浸透してきたものと考えています。特に当町のお礼特産品の伊勢エビが全国的に珍しく、何度もテレビ、雑誌等で取り上げられ、寄付者が増え

行財政改革

平成22年度に策定した「串本町行財政改革大綱」に基づき、課の統合・廃止など組織の簡素化・合理化を図ってきました。また、定員適正化計画に基づき職員数の削減を行う中、グループ制を導入し行政サービスを下ろさせない組織体制を整えてきたところで

す。

「串本町行財政改革大綱」の目標年度は平成22年度から24年度となっていました。大綱に掲げた「財政構造の体質強化」、「経常経費の削減」、「財源の有効配分」など、引き続き実施し、限られた財源、人員で住民サービスの質の向上や業務の効率化を実現できるよう、最小の経費で最大の効果を発揮できる行政システムを確立すべく、今後も行財政改革に取り組んでいきます。

まなびのりのおもな施策

日ト友好映画製作事業

▽串本町ふるさとのまちづくり応援寄付金を充当し、平成27年の映画化が決定した日ト友好映画製作に向けて同準備委員会へ補助を行っている。

区画線整備事業

1,000万円
▽交通安全対策のほか、紀の国わかやま国体に向け、会場となるサンゴ台を中心とした町道の区画線整備工事を実施する。

津波対策用シエルト購入費および設置工事

589万円
▽田並地区津波避難タワーに浮揚式津波対策用シエルトを設置し、避難困難者の避難手段を確保する。

避難所・避難路整備事業

3,001万4千円
▽計13カ所（出雲・袋・二色・有田・田並・田子・伊串・田原・榎野・高富・目津大浦・中湊・NTTビル）

平成17年度から平成25年度まで99カ所実施。

自主防災活動支援事業

990万円
▽自主防災組織が行う防災資機材の購入やその修繕、避難路の整備に要する費用に補助を行う。

串本地区地域防災拠点施設整備事業

1,700万円
▽既存の旧清風寮を解体し、防災の拠点となる施設を整備する。

防災行政無線同報系デジタル統合整備事業

1億6,418万円
▽防災行政無線の統合整備工事及び、各家庭に配布する戸別受信機2,500台の購入を行う。

臨時福祉給付金給付事業

9,351万8千円
▽消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため給



付金を支給する。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業

1,541万2千円
▽消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、給付金を支給する。

田並ごみ焼却場跡地整備事業

2億5,413万6千円
▽田並区との契約期限が平成26年度までの田並ごみ焼却場を解体撤去し、跡地に新しい中間処理施設ができるまでの間、仮設の処理施設を建設する。

観光地等公衆トイレ洋式化および改修工事

655万6千円
▽榎野釣り記念館センターおよび日米修交記念館駐車場の公衆トイレを洋式化する。

榎野園地内道路無電柱化事業

1,382万円
▽電柱を地中化することにより、工作物を減らし素晴らしい景観地とし、暴風時の断線防止対策を図る。

前地町営住宅建替事業

2億1,597万9千円
▽老朽化が著しく耐震性にも乏しい状況にある前地町営住宅の建替えを行う。

消防救急デジタル無線整備事業委託料

3,415万6千円
▽デジタル化することにより、県域における消防無線網の広域化、各消防本部管轄区域における通信体制の強化を図る。

西向小学校太陽光発電システム設置事業

3,316万円
▽西向小学校に太陽光発電システムを設置する。

紀の国わかやま国体リハサ大会開催経費

1,058万円
▽円滑な運営を行うため、全国社会人サッカー選手権大会、近畿地区高等学校軟式野球大会をリハサル大会として開催する。

基金(積立金)と町債(借入金)について

【基金の状況】…町が行っている積立（貯金）を基金と言います。一般会計には、年度間の財源の調整を図るための財政調整基金、町債の償還財源を確保するための減債基金、合併市町村振興基金や公営住宅建設基金など特定の事業の財源とするための14の特定目的基金があります。特別会計には、介護給付

費準備基金など3つの基金があります。平成26年度は、一般会計当初予算において財政調整基金を1億2,800万円取り崩した予算編成となっています。また、日ト友好、防災対策、ラムサール条約関連などの事業を実施するために、ふるさとのまちづくり応援基金を946万円取り崩しています。

	平成25年度末現在高	平成26年度積立額	平成26年度取崩額	平成26年度末現在高
(一般会計)				
財政調整基金	12億5,187万円	34万円	1億2,800万円	11億2,421万円
減債基金	2億9,977万円	5,040万円	519万円	3億4,498万円
特定目的基金	20億8,162万円	893万円	4,642万円	20億4,413万円
小計	36億3,326万円	5,967万円	1億7,961万円	35億1,331万円
特別会計	9,220万円	3万円	4,107万円	5,116万円
合計	37億2,673万円	5,969万円	2億2,068万円	35億6,574万円

※いずれも見込み値。

【町債の状況】…町債は病院や学校の建設など様々な事業を行うためにする借金のことで、過疎対策事業債や合併特例債など事業内容に応じていろいろな種類があります。平成26年度は一般会計で10億6,970万円、病院事業会計で600万円を新たに借り入れる予定です。特別会計は、病院事業、水道事業、簡易水道事業、国民宿舎事業、下水道事業、住宅資金貸付事業の合計となります。

	平成25年度末残高	平成26年度借入額	平成26年度償還額	平成26年度末残高
一般会計	134億675万円	10億6,970万円	10億6,900万円	134億746万円
特別会計	39億9,346万円	600万円	2億7,455万円	37億2,491万円
合計	174億21万円	10億7,570万円	13億4,354万円	171億3,237万円

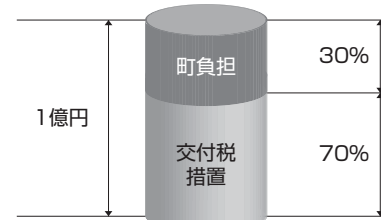
※いずれも見込み値

町債を借り入れると、公債費として翌年度からその償還を行う必要がありますが、償還金の一部が普通交付税で補てんされる仕組みとなっているものがあります。

例えば、過疎対策事業債や合併特例債は元利償還金の70%が、臨時財政対策債は100%が普通交付税で補てんされます。

串本町は合併特例債を発行することが可能であり、このように有利な町債を選択するように努めています。一方で、公営住宅建設事業債のように交付税措置のない町債もあります。

例えば1億円を合併特例債で借り入れると…



※ 1億円の合併特例債を借り入れた場合、うち7,000万円が交付税措置され、3,000万円が実質の町負担となります。

このことから計算すると、一般会計の平成26年度末町債残高見込額の約134億円は、全てが町負担となるのではなく、うち72%にあたる約97億円が交付税措置され、約37億円が実質の町負担となり、町民一人当たりの負担額は20万8,432円となります。

串本町では、住民福祉の向上や豊かな町づくりのため、さまざまな事務・事業を行っています。ここではこれらの仕事に携わっている町職員の給与・定員管理等の現状についてお知らせします。（国が定めた指針（総務省事務次官通知）に従うものです）
なお、ここでお知らせする給与等は、全て税や各種保険料等を差し引く前の額です。

1. 総 括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口（24年度末）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	（参考） 23年度人件費率
24年度	18,191人	100億6,553万円	2億1,189万円	19億7,231万円	19.6%	20.8%

（注）人件費には町長や副町長など特別職に支給される給料や手当、町議会議員や各種委員会報酬等を含んでいます。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 23年度平均1人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
24年度	238人	8億2,656 万円	1億1,434 万円	2億9,491 万円	12億3,581 万円	519万円	558万円

（注）1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は平成24年4月1日現在の人数です。

2. 職員の平均給与月額・初任給等の状況

（平成25年4月1日現在）

（1）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一 般 行 政 職	40.9 歳	299,700 円	356,859 円
技 能 労 務 職	48.9 歳	256,300 円	264,414 円
教 育 職	46.5 歳	330,300 円	360,139 円
消 防 職	41.0 歳	286,500 円	348,456 円

（注）1 「平均給料月額」とは平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（期末・勤勉手当および退職手当を除きます。）の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

（2）職員の初任給の状況

区 分	串 本 町
一般行政職	大学卒 172,200 円
	高校卒 140,100 円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 247,625 円	289,675 円	327,000 円
	高校卒 206,425 円	248,450 円	299,900 円

（注）該当する経験年数の職員がいない場合は経験年数が近い職員の給料月額を参考に算出しました。

3. 一般行政職の級別職員数の状況

（平成25年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務内容	主事・技師	主 査	主 任	副課長・班長	課長・副課長	参 事
職 員 数	18 人	13 人	45 人	18 人	16 人	3 人
構 成 比	15.9 %	11.5 %	39.8 %	15.9 %	14.2 %	2.7 %

（注）1 串本町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4. 職員の手当の状況

（平成25年4月1日現在） ※企業職を除きます。

（1）期末手当・勤勉手当

串 本 町	
1人当たり平均支給額 （24年度）	127万
【24年度支給割合】 ○期末手当：2.60月分 ○勤勉手当：1.35月分	
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算：5～10% ○管理職加算：なし	

（2）退職手当

串 本 町		
〈支給率〉	〈自己都合〉	〈勤奨・定年〉
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%）	
1人当たり平均支給額 （平成24年）	対象なし （自己都合）	2,285 万円 （勤奨・定年）

（注）退職手当の1人当たりの平均支給額は平成24年度に退職した職員に支給された手当の内、任期付職員を除いた平均額です。

（3）その他の手当

手当の名称	支給実績 （平成24年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額（平成24年度決算）
特 殊 勤 務 手 当	448万6千円	9万円
時 間 外 勤 務 手 当	3,093万8千円	17万1千円
扶 養 手 当	3,345万6千円	23万5千円
住 居 手 当	978万4千円	24万1千円
通 勤 手 当	1,170万円	6万3千円
管 理 職 手 当	1,171万5千円	20万3千円
休 日 勤 務 手 当	997万6千円	20万円
夜 間 勤 務 手 当	422万8千円	8万5千円
宿 日 直 手 当	154万1千円	1万7千円
管理職員特別勤務手当	72万4千円	1万7千円



医師異動のお知らせ

4月1日から下記のとおり診療体制が変わります。

〔内 科〕高見勝弘 医師 → 矢野智洋 医師、宮田 剛 医師 → 高山政樹 医師
〔外 科〕山崎満夫 医師 → 安田 篤 医師、北口博士 医師 → 井上啓介 医師
〔整形外科〕三木良久 医師 → 非常勤として、三木良久 医師 と 西地晴彦 医師
〔小 児 科〕柳田英彦 医師 → 小西悠平 医師

整形外科・三木医師の後任をのぞき、いずれの医師についても「常勤医師」となります。三木医師については、退職後も毎週金曜日に非常勤医師として、また毎週火曜日には西地医師が非常勤医師として診察にあたります。

（※下記「担当医予定表」をご参照下さい。）

尚、前任の医師が主治医となっている患者様につきましては、後任の医師が引き続き主治医を務めさせていただきます。

※4月から着任する医師については、来月号広報「くしもと町立病院コーナー」において、ご紹介させていただきます。

病院職員募集
看護師、薬剤師、介
護補助員を募集して
います。
詳しくは病
院事務室
までお問
い合わせ
ください。
(Tel 62・7111)

4月1日からの外来診療担当医予定表

☆整形外科の水曜・木曜と、脳神経外科及び外科専門外来の受付時間が増えとなっています(網掛け部分)。ご注意ください。

		月	火	水	木	金	受付時間
内 科	1 診	阪本 繁	高山 政樹	阪本 繁	循環器内科 (近畿大学医師)	阪本 繁	午前7時30分～11時30分
	2 診	矢野 智洋	秋山 裕由	秋山 裕由	矢野 智洋	高山 政樹	
外 科		安田 篤	井上 啓介	安田 篤	井上 啓介	安田 篤	※ 但し、整形外科は、水曜・木曜に限り、午前11時00分までの受付となります。ご注意ください。
整 形 外 科	1 診	山本 憲廣	山本 憲廣 (予約のみ)	樹村 直志	山本 憲廣	樹村 直志 (予約のみ)	
	2 診	樹村 直志	西地 晴彦			三木 良久	
産 婦 人 科		木村 憲三	急患のみ (手術日)	木村 憲三	木村 憲三	木村 憲三	
小 児 科		小西 悠平	小西 悠平	小西 悠平	小西 悠平	小西 悠平	
	専門外来					近畿大学医師 (月2回)	
眼 科		近畿大学医師		近畿大学医師			
耳 鼻 咽 喉 科			近畿大学医師	近畿大学医師			
泌 尿 器 科		近畿大学医師	紀南病院医師 新宮医療センター医師 (第5火曜日は休診)				午前7時30分～11時00分
脳 神 経 外 科						近畿大学医師 (月1回)	午前7時30分～午後3時00分 (診察は午後1時から)
外科専門外来 (心臓血管外科)					紀南病院医師 (第2・4木曜)		※ 受付時間は、午後3時00分までに 変更されています。ご注意ください。
休 診 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)						

※都合により変更される場合があります。ご了承ください。

5. 特別職の報酬等の状況

(平成25年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	町 長 531,200 円 副 町 長 448,000 円
報 酬	議 長 270,000 円 副 議 長 215,000 円 議 員 200,000 円
期 末 手 当	町 長 (24年度支給割合) 2.60 月分 加算 給料月額の 35 %
	副 町 長 (24年度支給割合) 2.60 月分 加算 給料月額の 10 %
退 職 手 当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 退職の日の給料月額×在職月数×43.3/100 1,104万円 任期毎もしくは通算 退職の日の給料月額×在職月数×25.8/100 554万8千円 任期毎もしくは通算

(注) 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6. 定員管理

(1) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～以上	計
職員数	3人	14人	28人	36人	49人	54人	37人	28人	45人	45人	32人	0人	371人

(2) 職員数の推移

(単位:人、%)

部門	区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一 般 行 政		152	148	144	140	143	141	▲11 (▲7.2)
教 育		40	38	37	36	35	31	▲9 (▲22.5)
消 防		62	60	58	58	59	62	0 (0)
普通会計計		254	246	239	234	237	234	▲20 (▲7.9)
公営企業等会計計		152	155	149	147	145	138	▲14 (▲9.2)
総 合 計		406	401	388	381	382	372	▲34 (▲8.4)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
2 教育部門職員数には、教育長1人を含みます。

保健センター 4月の行事予定は次のとおりです。

※健診等についてのお申し込み・お問い合わせは、
保健センター（☎0735-62-6206）まで

【成人関係】 健康相談

実 施 日	受付時間	会 場
4月14日（月）	13:00～14:30	保健センター2階

【乳幼児関係】

乳幼児予防接種 ※会場は保健センター2階です

日 時	時 間	内 容
4月24日（木）	13:00～14:00	BCG

各種教室

実 施 日	受付時間	会 場
4月23日（水）	13:30～15:30	マタニティ教室（前期）



※誰でもお気軽に会場へお越しください。
（血圧測定や健康についての相談もお受けします。）

乳幼児健診 ※会場は保健センター2階です

日 時	時 間	内 容
4月 3日（木）	12:45～13:15 13:30～14:00	2歳6ヵ月児健診 1歳6ヵ月児健診
4月10日（木）	13:00～14:00	3歳6ヵ月児健診
4月24日（木）	13:00～13:30 13:30～14:00	6ヵ月児健診&BCG接種 4ヵ月児健診

妊娠、出産、乳幼児健診について

◇妊娠届について

医療機関で妊娠を確認されて保健センターに妊娠届出書を提出していただきますと、母と子の記録として「母子健康手帳」。そして、妊婦健診の助成として「妊婦一般健康診査受診票」が交付されます。

◇出生届について

住民課で出生の届出をすれば、保健師がご自宅を訪問し赤ちゃんの様子を見させていただきます。

◇乳幼児健診について

赤ちゃんの健やかな成長の確認、そして、気にかかることに
対し早期から対応できるように定期的に健診を行っています。



会 計 名	概 要
4ヶ月児健診	赤ちゃんの発育と発達の確認と離乳期に入る準備の支援
6ヶ月児健診	赤ちゃんの発育と発達、離乳の進みぐあいなどの確認、BCG予防接種
10ヶ月～1歳児健診	赤ちゃんの発育と発達、人見知りなどの確認
1歳6ヶ月児健診	幼児の発育と発達、自立心の芽生えと生活習慣の確認、虫歯の予防
2歳6ヶ月児健診	幼児の発育と発達、食事の進み具合や虫歯予防の確認
3歳6ヶ月児健診	幼児の発育と発達、視力・聴力の最終確認。虫歯の予防

上記のように、乳幼児の健全な発育発達を確認するため細かく健診を行っています。

子どもの発達には、乳児期に首すわり・寝返り・お座り・はいはい、幼児期では、独歩・言葉の理解や発語など各時期での精神面・行動面の発達を確認します。しかし、個人差があり、健診時に発育・発達の確認ができないことがあります。

その時は後日、「再問診」させていただく場合もあります。

保護者と一緒に発育・発達を確認し、子どもを支援する場として「親子教室」も開催しています。幼児期は発達の幅の大きな時期です。早期からの適切な関わりでお子さんの成長発達をのばしていきます。

後期高齢者医療保険からのお知らせ

■平成26年度の特別徴収（年金天引き）は4月より開始

《仮算定》4月・6月・8月 《本算定》10月・12月・2月

■平成26年度の普通徴収（口座振替・納付書での納付）は7月より開始

○普通徴収の対象となられた方は、4月・5月・6月の納付はありません。
通知等も7月中旬に送付させていただきます。

○7月から翌年の3月までの9回で納めていただきます。

※本算定以降では、所得更正等により併徴（特別徴収・普通徴収両方）となる場合があります。



■保険料率の改定について

このたび、和歌山県後期高齢者医療制度の平成26・27年度の保険料が決定しましたので、お知らせします。

被保険者の方々への年間保険料の確定通知は、所得等が確定した後の7月中旬に保険料額決定通知書を送付させていただきます。

◇平成26年度・27年度保険料率（年額）

	均 等 割	所 得 割 率	賦課限度額
平成26・27年度	44,730円	8.55%	57万円

◇保険料の算定方法

保険料(100円未満切捨て)＝均等割額(44,730円)＋所得割額(所得－33万円×8.55%)

【所得割額】

被保険者ご本人の所得により異なります。
※住民税非課税のような所得の少ない方は、5割を軽減。(年金収入で153万円から211万円まで)

【均等割額】

被保険者の方々全員に定額で負担していただきます。ただし、所得の少ない世帯に属する方や被用者保険の被扶養者であった方については、軽減されます。
※世帯の所得に応じて9割、8割5分、5割、2割を軽減。

◇納付について

本制度においても、国民健康保険制度と同様に普通徴収（納付書により納めていただく方）における納期限が各期に定められています。

納付をいただく各期の納付期限が過ぎますと督促状を送付させていただくことになって

います。納付期限をご確認の上、各期限までにお納めください。

また、口座振替を希望される方で、国民健康保険制度加入時に保険料を口座振替で納めていただいた方も改めて口座振替の手続きが必要となります。

■給付制度について

《限度額適用・標準負担額減額認定証について》

所得の少ない世帯（世帯員全員が住民税非課税）の方が、一か月の間に同一の医療機関等に支払う入院及び外来医療費が高額になるとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」を医療機関等に提示すると、一か月あたりの限度額までの支払いで済みます。さらに入院時の食事代も軽減されます。

現在、減額認定証の交付を受けている方は、医療機関窓口で保険証と一緒に提示してください。交付を受けていない方で減額認定証が必要で該当すると思われる方は、役場住民課で申請してください。

《高額療養費の支給》

一か月（同じ月内）に支払った医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合、申請することで、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

また、一度申請すると、次回から高額療養費支給は申請の必要がありません。

◆お問い合わせ先◆

串本町役場住民課 後期高齢者医療係
TEL 0735-62-0561（直通）

☆☆防災対策補助制度の改正☆☆

串本町では災害に強い町づくりのため、平成26年4月1日より防災対策補助事業の一部を改正します。補助率の引き上げや補助対象を拡大しておりますので、この機会にぜひご利用下さい。

ブロック塀等撤去補助事業改正

- ◆ ブロック塀等撤去の補助金額を **半額** から **9割** に大幅引き上げ！
他にも補助上限金額の引き上げなど補助内容をより充実させました。

補助対象者：町内の道路に面したブロック塀及び土地を所有する方

	対象事業	補助金額
①	地震発生時に倒壊し、道路を塞ぐ恐れがあるブロック塀等の撤去	※施工費用の9/10を補助 (補助金上限30万円まで)
②	生垣の延長が2m以上の垣根を整備する事業 (ブロック塀等の撤去後に施工した場合は アルミフェンス等也可)	施工費用、もしくは生垣(フェンス)の延長 1mにつき、23,600円を乗じた額を比較して、 いずれか少ない額の1/2を補助 (補助上限10万円まで)

※町で申請内容を審査し、適当と認められるものに限り

家具転倒防止金具取り付け事業改正

- ◆ 家具転倒防止金具 **無料** 取り付けの対象年齢を引き下げ、
65歳以上 のみの世帯であればご利用可能になりました！

対象者	① 65歳以上のみの世帯
	② 要介護(4・5)介護認定者が属する世帯
	③ 身体障害(1級・2級)の認定者が属する世帯
	④ 知的障害(A判定)の認定者が属する世帯
	⑤ 精神障害(1級)の認定者が属する世帯
対象品目	タンス・棚・電化製品(テレビ、冷蔵庫など) ※最大5組まで(うち、電化製品は2組まで)

詳しくは 役場総務課 防災・防犯グループまで
TEL:0735-62-0555

平成26年度検(健)診希望調査票について

平成26年度検(健)診希望調査票は、もう出されましたか？

H26年4月以降で実施予定の各種検診について希望をうかがうため、各世帯に調査票を送付しています。

提出期限は3月14日(金)まででしたが、まだ受け付けています。

郵送にて申し込みされる方は同封の返信用封

筒は送料無料期間が過ぎていますので恐れ入りますが切手を貼って保健センターへ提出してください。

健診案内は、79歳までの方としています。が、80歳以上の方で「がん検診」をご希望の方は直接保健センターまでお申し込み下さい。

平成26年度からは、特定健診を「0円」で受けられます。

生活習慣が気になる方は、ぜひ特定健診を受けましょう！

「がん検診」で見つかるがんの多くは早期がんです。

がんの早期発見には「がん検診」が有効です！



子育て支援室 りぼん No.11

串本町には、役場公設で
子育て支援室「りぼん」があります。

子育て支援室の活動内容のご紹介！

子育て支援室は子どもの育児や成長・発達について保護者の皆さんが抱えている様々な不安・疑問について、相談にのったり一緒に考えたりする所です。

見通しを持って安心して子育てが出来る様、適切な助言をして下さる専門機関におつなぎする事もできます。困っている事がありましたら、一人で悩まずに子育て支援室をどうぞご利用ください！

子ども達が楽しい毎日を送れる様に少しでもお力になればと思います。予定は広報で毎月お知らせしています。

1、相談窓口の場合

子育て相談・教育相談・心の相談を実施し、子育てに関する悩みを一緒に考えていきます。

2、交流の場合

未就園の親子が自由に遊びながら交流したり、友達を作ったりする場を提供します。

3、研修の場合

子育てに役立つお話しや、学びの機会を提供します。

4、つなぐ場合

子育てに関連する様々な機関をつなぎます。

4月の予定

内 容	日	時
子育て相談	8日、10日、15日、17日、22日、24日	(9時～12時・13時～16時)
遊びのひろば	4月25日(金)	(10時～12時・13時～15時) 古座分庁舎 2階・トレーニングルーム

問合せ先：649-4192 串本町西向359 古座分庁舎内

子育て支援室「りぼん」 0735-67-7010 ご利用ください！

お知らせ＆行事



募集

メジロの捕獲は
原則禁止です

愛玩飼養目的での捕獲が認められていたメジロは、平成24年4月から原則捕獲禁止となっていました。すでに飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます（1年ごとの更新が必要）。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者の方などは、捕獲が許可される場合があります。

▼問い合わせ先

【捕獲許可】

新宮保健所申本支所

TEL 0735・72・0525

【飼養登録の更新】

申本町役場産業課

TEL 0735・62・0558

（直通）

平成26年度ニホンジカ管理 捕獲の実施について

現在、ニホンジカによる農林業への被害が深刻化しており、平成23年度より和歌山県がシカの個体管理のため捕獲を行っています。今年度は次の日程により町内全域で銃器による鹿捕獲を行います。安全には、十分に配慮して捕獲を行います。山菜取りやウォーキングなどで山へ出かけられる時は、ラジオなどで音を出す、明るい服装をするなど十分な注意をお願いします。

▼捕獲実施期間

平成26年4月1日～

平成26年5月20日

▼捕獲実施場所

申本町内（潮岬・出雲・大島島内ではシカが生息していないため、捕獲を行いません。）

【連絡先】

申本町役場本庁舎
(TEL 62・0555)

申本町役場古座分庁舎
(TEL 72・0081)

くしもと町立病院
(TEL 62・7111)

申本町教育委員会
(TEL 72・0017)

文化センター
(TEL 62・0006)

申本町図書館
(TEL 62・4653)

保健センター
(TEL 62・6206)

町内放送案内
(7/24代℡: 0120-928649)

申本町ホームページアドレス
<http://www.town.kushimoto.wakayama.jp>

申本町メールアドレス（代表）
kikaku@town.kushimoto.wakayama.jp

なります。

②ひとり親家庭医療費助成制度

配偶者のいない男子または女子が児童を扶養する家庭等で、子が満18歳になったのち最初に達する3月31日まで、その親（扶養者）と子に係る、入院・外来保険適用分の医療費が全額免除となります。（所得条件有）

③重度心身障害児（者）

医療費助成制度
以下の条件の方の医療費の保険適用分が全額免除になります。（所得条件有）

・身体障害者手帳1級・2級

・身体障害者手帳3級

・精神障害者福祉手帳1級・2級

・療育手帳A判定

・特別児童扶養手当1級

④老人福祉医療費助成制度

67歳～69歳の方で、以下の条件等に係る方の入院・外来保険適用分医療費が一部免除になります。

す。
・後期高齢者医療の被保険者でない
・本人及び世帯員が町県民税非課税である
・他の世帯の方から扶養を受けていない。
・生活保護を受けていない
・他（所得・資産判定等あり）

■入院時食事療養費支給制度

①②③の対象者のなかで、一定の条件を満たす方に対して、入院時の食事療養費に対し自己負担分の一部を給付します。（所得条件等有）

▼お問い合わせ先

申本町役場住民課 福祉医療係

TEL 62・0561（直通）

水道課からのお知らせ

《漏水減免内規の 一部変更について》

水道量水メーターから屋内側の水道配管は水道を使用される方の個人財産であり、屋内側水道配管については、使用される側の責任において管理することとなっております。

水道課ではメーターから屋内側の水道配管の破損等による漏水について、水道料金の減免を行ってまいりましたが、平成26年4月1日から水道料金を減免する内規の一部を改正します。
改正の要旨は次のとおりとなります。

・漏水減免申請時に漏水箇所の修繕前、後の写真、および漏水箇所の分かる配管位置図の添付が必要となります。
・減免対象は目視の不可能な水道管地下埋設部、家屋壁内のみとなります。事故、不注意による漏水、給湯器配管、蛇口、水洗便器の器具の不具合による漏水は対象となりませんのでご注意ください。

・漏水減免措置を受けて1年を経ない場合も減免の対象となります。

・減免額については、従来の額の2分の1の額となります。

《水道の各種手続きについて》

次の手続きは、平日に水道課まで電話連絡等をお願いします。
○新たに水道を使用する
・転入および転居等で新たに水道を使用されるとき
○水道の使用をやめる
・転出および転居、長期間留守に

▼お問い合わせ先

申本町役場産業課

TEL 62・0558

申本町福祉医療費等 支給制度について

申本町では、町内在住で各制度の条件に該当する方について、保険適用医療費自己負担分の一部または全額を助成する制度を行っています。医療費の助成を受けるには申請等が必要となりますので、制度内容等詳細につきましては、申本町役場住民課 福祉医療係までお問い合わせください。

①乳幼児等医療費助成制度

就学前の乳幼児については入院・外来に係る保険適用分の医療費が全額免除となり、小学生・中学生の児童については入院に係る保険適用分の医療費が全額免除と

する場合等で水道を中止するときは、料金等お問い合わせ
・水道料金およびご契約者の名義、請求書の送付先を変更したいとき

※水道使用開始の届出をせず水道を使用した場合、無断使用となり、町給水条例第37条の規定により過料を科すことがありますので、ご注意ください。
※開始・中止の受付および開栓・休栓の実施は、平日にお願いします。なお、受付は数日の余裕をもつて午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。

※土・日、祝日および年末年始の休日は、受付並びに開栓・休栓は出来ません。

▼お問い合わせ先

申本町役場水道課

TEL 0735・72・0082

高齢者訪問理髪サービス

申本町では、在宅で生活されている外出が困難な高齢者の方（要介護4または要介護5で寝たきり状態の方）を対象に、快適な生活

を送っていただくことができるよう、訪問理髪サービスを実施しています。

サービスは4月～3月までの1年間に最高4回まで、1回2,000円でご利用いただくことができますが、事前に利用申請をしていただく必要があります。
サービスに要することや申請手続きなどについては、役場本庁舎福祉課まで、お問い合わせください。

▼申請・お問い合わせ先

申本町役場福祉課

TEL 0735・62・0562

魚釣りをされる方へ

町と漁業協同組合、申本カセ釣り組合は、水産資源の維持と育成を目的に稚魚の放流を行いました。成長過程の小さい魚を釣った場合は、再放流にご協力くださいますようお願いいたします。

一人一人の心がけで豊かな海をつくりましょう。

（参考）
平成25年度放流した稚魚は、クエ・カサゴ・ヒラメです。

4月の行事予定

日 曜	行事内容（時間）	場 所	主管課等
3 木	人権行政相談 （13:30～15:30）	古座分庁舎	住民課
10 木	行政相談 （13:30～15:30）	古座福祉センター	住民課
17 木	人権行政相談 （13:30～15:30）	二色多目的集会所	住民課

今年の火災・救急件数

－ 2月28日現在 －

火災件数

建 物 0件
林 野 0件
その他 0件
合 計 0件

救急件数

交 通 19件
急 病 144件
その他 43件
合 計 206件

火災のない 住みよい豊かな町づくり

音訳ボランティアの募集

社会福祉協議会では、目が不自由なため、町の広報を読むのが大変な方に、耳からの情報をお届けするボランティア活動を行っています。

興味のある方はお気軽にお問い合わせ下さい。

【活動内容】毎月1回「広報くしもと」の録音

【活動場所】古座福祉センター（上野山291-4）

【お問い合わせ先】 串本町社会福祉協議会
TEL 0735-72-3539（担当 古田）

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

今月の納税

▼納期限

・4月30日（水）

○国民健康保険税

○介護保険料（1期・随2期）

○後期高齢者医療保険料（51期）

※納期限内に納付されない場合は、地方税法に基づく延滞金がかかります。納税はお早めに。

◎納税に関するお問い合わせは役場税務課へお願いします。

TEL 0735-62-0586
（直通）

捜 索 の 話

捜索とは、差し押さえる財産の発見などのため、滞納者の意思にかかわらず行なうことのできる「強制調査」です。また、この滞納処分のために行なう捜索は、裁判所の捜索許可状（令状）は不要とされています。

税金を滞納すると滞納者の物や住居その他の場所について捜索を行なう場合があります。

払いたくても払えない…そんな時は早めのご相談を。
ご相談は串本町役場税務課 TEL：62-0586

串本町議会録画放送のお知らせ

4月14日（月）よりZTVにて第1回定例会一般質問の様子を録画放送します。

どうぞ皆様ご覧ください。

なお、日程につきましてはZTV5chの文字放送をご覧ください。

—串本町議会事務局—



森林の伐採をする場合には、森林法に基づく伐採の届出または許可申請が必要となります。面積に関わらず届出等の対象となり、行をを行う90日（30日前までに届出等を行わなければならない。無届伐採を行った場合、罰金に処される場合があります。）

▼お問い合わせ先

串本町役場産業課
TEL 0735-62-0558
（直通）

森林の伐採には届出等が必要です

国民健康保険からのお知らせ

～ 70歳以上の方の医療費自己負担について～

平成20年以降、70歳以上の方の自己負担は特例措置により1割まで引き下げられてきましたが、平成26年4月2日以降に、新たに70歳の誕生日を迎える方は、本来の2割負担に戻ることとなりました。

平成26年4月1月までに70歳の誕生日を迎えられた方は、引き続き自己負担は1割に据え置かれます。

現役並み所得のある世帯（住民税課税所得が145万円以上）は、自己負担は3割で変更ありません。

	平成26年3月まで	平成26年4月	平成26年5月から
昭和19年3月1日以前に生まれた方	1割負担		
昭和19年3月2日～昭和19年4月1日に生まれた方	3割負担	1割負担	
昭和19年4月2日以降に生まれた方	3割負担		2割負担

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

平成26年度 狂犬病予防集合注射の実施について

「狂犬病予防注射」と「犬の登録受付」を下記の日程で実施します。
 狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には登録と狂犬病予防注射が義務付けられていますので、必ず受けてください。

なお、当日都合の悪い場合は動物病院で注射を受けてください。

(登録と、鑑札および注射済票の交付は動物病院では行っていないので役場へ申請してください)

手数料

※平成26年度から注射料金に変更がありますのでご注意ください。

	登録手数料	注射料金	注射済票交付手数料	合計
新規登録と注射	3,000 円	2,640 円	550 円	6,190 円
注 射 の み		2,640 円	550 円	3,190 円

4月 9日 (水)	
9:30 ~ 9:45	佐部集会所
10:00 ~ 10:30	上田原寺の付近
10:45 ~ 11:15	田原支所跡駐車場
13:00 ~ 13:20	古座ヴィラ
13:30 ~ 14:00	漁協津荷支所

4月 10日 (木)	
9:30 ~ 10:10	上野山保育所付近児童公園横
10:25 ~ 10:45	古座青年会館前
11:00 ~ 11:20	中湊コミュニティセンター
11:30 ~ 11:50	古田コミュニティセンター
13:20 ~ 13:50	新宮保健所串本支所

4月 11日 (金)	
9:30 ~ 10:00	姫駅前
10:15 ~ 10:45	伊串集会所
11:00 ~ 11:30	神野川プール横
13:00 ~ 13:45	串本町役場古座庁舎

4月 15日 (火)	
9:30 ~ 10:10	和深総合センター
10:20 ~ 10:35	和深公民館
10:50 ~ 11:10	安指漁港入り口
11:20 ~ 11:30	田子橋
13:00 ~ 13:20	田並公民館
13:30 ~ 13:50	串本西中学校体育館裏
14:05 ~ 14:35	有田公民館

4月 16日 (水)	
9:20 ~ 9:40	大島開発総合センター
9:55 ~ 10:15	漁協大島支所
10:35 ~ 11:00	漁協須江支所
11:10 ~ 11:30	峰地コミュニティセンター
13:00 ~ 13:10	檜野青年会館
13:25 ~ 13:40	檜野崎駐車場
14:10 ~ 14:40	橋杭漁港

4月 17日 (木)	
9:10 ~ 10:20	老人憩いの家・わかしお
10:35 ~ 11:40	串本町役場串本庁舎
13:00 ~ 13:30	旧国道高富橋付近
13:45 ~ 14:05	二色区民集会所
14:25 ~ 14:55	サン・ナンタンランド駐車場

4月 18日 (金)	
9:00 ~ 10:10	潮岬公民館
10:25 ~ 11:00	平松コミュニティセンター
11:15 ~ 11:35	萩尾塔石集会所
13:00 ~ 13:25	出雲消防屯所前
13:40 ~ 14:00	ふれあいの家(権現)

※犬は引きひも(リード)をつけて散歩させ、フンは必ず持ち帰って始末しましょう。

※首輪には鑑札・注射済票をつけ、放し飼いはやめましょう。

※ペットは愛情を持って、最後まで飼育しましょう。



【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

